

調査内容

I	調査地	静岡県湖西市 人口59,861人 面積86.56km ² H30.3.31現在
	調査月日	平成30年7月26日(木)
	調査事件	政務活動費の運用について
	概要	<p>(1) 導入の経緯について</p> <p>湖西市議会では、平成26年度まで委員会費を交付していたが、この委員会費は委員会の所管調査のみに支出が可能であり、また、法的根拠も薄かったことから、25年度に発足した議会活性化特別委員会の中で政務活動費について調査、研究を始めた。調査研究の結果、議員の調査研究活動の活性化や資質向上を図り、今後の議会活性化につなげる観点から、27年度から政務活動費を導入することとなった。</p> <p>(2) 対象経費の範囲及び留意事項について</p> <p>① 湖西市議会においては、政務活動費は、議員が行う調査研究、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種研修への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動や、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付することとしている。</p> <p>② 政務活動費の支出の判断基準</p> <p>ア 政務活動の目的が市政の調査研究その他活動と関連性があること。</p> <p>イ 政務活動の必要性があること。</p> <p>ウ 政務活動に要した金額や態様等について市民が理解できる妥当性があること。</p> <p>エ 適正な手続がなされていること。</p> <p>オ 収支について具体的な説明ができるような書類等が整備されていること。</p> <p>③ 適正な運用を期するために11月中旬に中間報告を行うこととし、年2回の報告、審査を行っている。</p> <p>④ 議員の政務活動と政治活動との区分が曖昧な経費、按分する必要性が生じる経費については、あらかじめ支出できないものとして取り扱うこととしている。</p> <p>(3) 広報・広聴費の取扱いに係る導入時の意見等について</p> <p>政務活動費導入時に、ウェブサイト運営費用や広報誌発行・配布のための費用などは、政務活動と議員個人の選挙活</p>

		<p>動との住み分けが曖昧になる可能性があることから、政務活動費からの支出を認めないこととした。また、導入後、広報・広聴費の使用実績はなく、政務活動費の大半は研修参加など調査研究のために使われている。</p> <p>(4) 運用上の課題点、意見等について</p> <p>① 使用基準にない曖昧な事例への対応が課題。 (例：講師を招いた場合の費用の認否、インターネット経由で導入した書籍の代引手数料の認否等)</p> <p>② 記載内容がわかりづらいという声もあり、提出書類の作成方法の簡素化が必要。</p>
	委員会のまとめ	<p>湖西市議会では、議会活性化特別委員会を発足し、議会改革の調査、研究を進めた。その中で、平成27年度から政務活動費を導入、その運用マニュアルにおいては、政務活動費として不明瞭なものは除くといった厳しい運用を行っている。</p> <p>地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要となっている。このような中で、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から本市議会においても政務活動費は必要であると考え。しかし、その運用に当たっては、疑義が生じるような経費、特に政務活動との区分が明確にできない可能性のある経費についてはあらかじめ支出できないものとして取り扱うなど厳格な運用が必要である。</p>

II	調査地	<p>静岡県袋井市</p> <p>人口 87,938人 面積 108.33km² H30.4.1現在</p>
	調査月日	平成30年7月27日(金)
	調査事件	代表質問について
	概要	<p>(1) 導入の経緯について</p> <p>代表質問については、袋井市議会の議会改革を議論していく中で、たびたび俎上に載っていた事項であったが、平成25年度の議会改革特別委員会における議会基本条例の素案の検討の中で、会派としての政策提言の必要性があるとされたことから、27年度から導入することとなった。</p> <p>(2) 実施方法について</p> <p>代表質問は1会派1人が行うことになっている。会派代表者には限定せず、質問方法は一問一答方式と一括方式の</p>

		<p>いずれでも可能である。質問時間は1会派当たり「20分＋（人数×5分）とし、その上限は答弁時間を含めず60分」としている。また、質問内容が重複している場合は、会派間で調整することとしている。</p> <p>(3) 代表質問と一般質問の違い（区分け）について</p> <p>代表質問は9月定例会の決算の状況等を踏まえ、11月定例会において一般質問に先立ち、翌年度の市政の運営に向けて、会派の政策提言・提案を行うという趣旨で実施している。</p> <p>（主な運用事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表質問通告書の提出日時については、定例会開催のための議会運営委員会開催日前日の午後1時までとしている。一般質問は定例会開会日の午後1時までには通告している。 ・ 代表質問通告書のヒアリングを議会運営委員会開催日の午後1時から実施している。一般質問のヒアリングは通告締め切り以降、準備が整い次第実施する。 ・ 代表質問を行った議員は一般質問はできない取り扱いとしている。 ・ 代表質問を行う議員の質問回数について、一括質問の場合には3回までとする。
	委員会のまとめ	<p>袋井市議会では、平成27年度から代表質問を導入し、翌年度の市政運営に向けて会派の政策提言・提案という趣旨で11月議会に実施している。また、代表質問は1会派1人が行い、一問一答方式と一括方式の選択制をとるなど、本市議会の代表質問とは異なる内容となっている。本市議会においても、今後さらに、市政についての議論を深め、代表質問に臨めるよう、袋井市議会などの取組を参考に様々な手法を研究し、制度の見直しも含めて代表質問のあり方を検討すべきであると考ええる。</p>